4. その他資料

（１）税務組織の事務分掌及び職員数

納税課

事務分掌

（１）　税務事務の総合企画及び税制の調査研究に関すること。
（２）　市税（県民税及び森林環境税を含む。以下この課の分掌事務において同じ。）の予算、決算及び徴収状況管理に関すること。
（３）　租税教育の推進及び納税意識の向上に関すること。
（４）　法人市民税、市たばこ税、入湯税及び事業所税の賦課に関すること。
（５）　軽自動車税の賦課に関すること。
（６）　原動機付自転車等の標識の交付に関すること。
（７）　自動車の臨時運行の許可に関すること。
（８）　市税に関する証明、閲覧及び照会に関すること。
（９）　市税の収納に関すること。
(10)　市税等の口座振替に関すること。
(11)　市税等の過誤納金に関すること。
(12)　市税の徴収計画に関すること。
(13)　市税の滞納処分に関すること。
(14)　市税の欠損処分に関すること。
(15)　市の債権の適正管理に係る総合企画及び調整に関すること。
(16)　市の債権（債権を所管する課等から移管を受けたものに限る。）の徴収に関すること。

（令和７年４月１日現在）

<table>
<tr><th rowspan="2">担当名</th><th colspan="7">職 員 数 55</th><th colspan="4">再任用等　17</th></tr>
<tr><th>課長</th><th>主幹</th><th>課長補佐</th><th>主査</th><th>主任</th><th>職員</th><th>計</th><th>再任用①</th><th>再任用②</th><th>会計年度(通年)</th><th>計</th></tr>
<tr><td>税務担当</td><td rowspan="5">1</td><td rowspan="3">1</td><td>1</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td rowspan="5">55</td><td>0</td><td>0</td><td>3</td><td>3</td></tr>
<tr><td>軽自動車税担当</td><td rowspan="2">1</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td></tr>
<tr><td>証明担当</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>9</td><td>9</td></tr>
<tr><td>徴収担当</td><td rowspan="2">1</td><td>2</td><td>4</td><td>9</td><td>6</td><td>0</td><td>0</td><td>4</td><td>4</td></tr>
<tr><td>債権管理担当</td><td>0</td><td>2</td><td>3</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td>計</td><td>1</td><td>2</td><td>4</td><td>13</td><td>19</td><td>16</td><td>55</td><td>0</td><td>0</td><td>17</td><td>17</td></tr>
</table>

※再任用①＝フルタイム勤務　再任用②＝１／２勤務

市民税課

事務分掌

（1） 個人の市民税（県民税及び森林環境税を含む。以下この課の分掌事務において同じ。）の賦課に関すること。
（2） 個人の市民税に係る諸届の受付に関すること。
（3） 課税状況調べ及び調定見込みに関すること。

（令和７年４月１日現在）

担当名	職 員 数 27							再任用等８			
	課長	主幹	課長補佐	主査	主任	職員	計	再任用①	再任用②	会計年度(通年)	計
個人市民税担当	1	0	2	8	9	7	27	0	0	8	8
計	1	0	2	8	9	7	27	0	0	8	8

※再任用①＝フルタイム勤務　再任用②＝１／２勤務

資産税課

事務分掌

（1） 固定資産の評価及び価格の決定に関すること。
（2） 固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。
（3） 固定資産課税台帳の縦覧及び諸届の受付に関すること。
（4） 固定資産概要調書及び調定見込みに関すること。
（5） 国有資産等所在市町村交付金に関すること。
（6） 特別土地保有税に関すること。

（令和７年４月１日現在）

担当名	職 員 数 36							再任用等 3			
	課長	主幹	課長補佐	主査	主任	職員	計	再任用①	再任用②	会計年度(通年)	計
課税担当	1	0	1	3	3	4	36	0	0	1	1
土地担当			1	2	6	3		0	0	0	0
家屋担当			1	4	2	5		0	1	1	2
計	1	0	3	9	11	12	36	0	1	2	3

※再任用①＝フルタイム勤務　再任用②＝１／２勤務

（２）税務組織の変遷

年度	部名	税務組織			
平成　５年度	財務部	―	納税課 （税制担当） （収納管理担当） （特別整理担当） （整理第一担当） （整理第二担当） （整理第三担当）	市民税課 （普通徴収担当） （特別徴収担当） （諸税担当）	資産税課 （償却事業所担当） （土地担当） （家屋担当） （登記担当）
平成　６年度			↓	↓	↓
平成　７年度		税制課 （税制担当） （諸税担当）	納税課 （収納管理担当） （整理調整担当） （特別整理担当） （整理第一担当） （整理第二担当） （整理第三担当）	市民税課 （普通徴収担当） （特別徴収担当）	資産税課 （償却資産担当） （土地担当） （家屋担当）
平成　８年度					
平成　９年度					
平成１０年度					
平成１１年度			↓		
平成１２年度	税務管財部		納税課 （大口整理担当） （収納管理担当） （特別整理担当） （整理調整担当） （整理第一担当） （整理第二担当） （整理第三担当） （整理第四担当）		
平成１３年度			納税課 （収納管理担当） （調整・特別整理担当） （整理担当）		
平成１４年度		↓	↓	↓	
平成１５年度	財務部	―	納税課 （税制収納管理担当） （調整・特別整理担当） （整理担当）	市民税課 （個人市民税担当） （諸税・証明担当）	↓
平成１６年度					資産税課 （課税担当） （土地担当） （家屋担当）
平成１７年度					
平成１８年度					
平成１９年度			↓		
平成２０年度			納税課 （税制収納管理担当） （調整・特別整理担当） （機動整理担当） （整理担当）		
平成２１年度					
平成２２年度			↓	↓	↓

年度	部名	税務組織				
平成２３年度	財務部		納税課 （税制収納管理担当） （特別整理担当） （機動整理担当） （整理担当） （調整担当）			
平成２４年度			↓			
平成２５年度			納税課 （収納担当） （特別整理担当） （機動整理担当） （整理担当） （調整担当）			
平成２６年度		—	納税課 （納税総務担当） （収納担当） （特別整理担当） （機動整理担当） （徴収整理担当） （徴収指導担当）			
平成２７年度			↓			
平成２８年度			納税課 （税制収納担当） （特別整理担当） （機動整理担当） （徴収整理担当） （徴収指導担当）	↓		
平成２９年度		税制課 （税制担当） （諸税・証明担当）	納税課 （収納担当） （特別整理担当） （機動整理担当） （徴収整理担当） （徴収指導担当）	市民税課 （個人市民税担当）		
平成３０年度			納税課 （収納担当） （特別整理担当） （機動整理担当） （徴収整理担当） （総務担当）			
令和　元年度			↓			
令和　２年度			納税課 （収納担当） （徴収担当） （特別整理班） （機動整理班） （現年整理班） （徴収整理班） （庶務担当）			
令和　３年度			納税課 （総務・収納担当） （徴収担当）			
令和　４年度						
令和　５年度		↓				
令和　６年度		税制課 （税制担当） （諸税・証明担当） （債権管理担当）	↓			
令和　７年度		—	**納税課** **（税務担当）** **（軽自動車税担当）** **（証明担当）** **（徴収担当）** **（債権管理担当）**	↓	↓	

（３）　税務事務の変遷

年度	税務各課における市民サービスの拡張及びシステム導入等	市民センター等における事務拡張	機械化及びホストコンピュータの更新
昭和３３年			バロース会計機Ｆ５０１型
昭和３５年			バロース会計機Ｆ５０６型
昭和３８年			超小型電子計算機ＮＥＡＣ１２０１
昭和４０年			超小型電子計算機ＮＥＡＣ１２０１Ａ
昭和４１年			小型電子計算機ＮＥＡＣ２２００
昭和４７年			小型電子計算機ＮＥＡＣ２２００モデル２００
昭和４９年			ＡＣＯＳ７７　システム４００
昭和５３年			ＡＣＯＳ７７　システム５００
昭和５６年		【長後市民センター】 原動機付自転車申告受付開始	ＡＣＯＳ７７　システム４５０
昭和５７年	税務オンライン化		
昭和５９年	納付書ＯＣＲ化		
昭和６１年		【六会市民センター】 固定資産課税台帳登録事項証明交付開始	ＡＣＯＳシステム４５０ マルチプロセッサー
昭和６２年	家屋評価計算システム導入		
昭和６３年			ＡＣＯＳシステム６１０ マルチプロセッサー
平成　３年	税務業務統合窓口システム稼働（宛名）		税務業務統合窓口システム
平成　４年	税務業務統合窓口システム稼働 （市民税・軽自動車税・収納…平成７年までに順次、税務に係る各機能について稼働開始）		税務業務統合窓口システム
平成　５年			ＡＣＯＳ　ＰＸ３６００
平成　７年	税務業務統合窓口システム稼働		税務業務統合窓口システム
平成　９年		【長後市民センター】 自動車臨時運行許可開始 【全市民センター】 税務証明等（※１）交付開始	
平成１０年			ＡＣＯＳ　ＰＸ７８００
平成１２年	口座振替イメージファイリングシステム導入		
平成１３年	市税全期前納報奨金の廃止		

平成１４年			ACOSi PX7800
平成１６年	滞納管理システム導入	休日収納窓口開始	
平成１７年	固定資産税評価システム導入		
平成１８年	クレジットカード収納開始（軽自動車税のみ）		
平成１９年		【明治・遠藤・湘南大庭市民センター】 自動車臨時運行許可開始	
平成２１年	eL-TAX開始（市県民税年金特徴用）		ACOSi PX9000
平成２２年	コンビニエンスストア収納開始 市税納付促進センター（コールセンター）開設		
平成２３年	市民税国税連携システム稼働		
平成２４年		【全市民センター】 昭和46年課税地目証明交付開始 【明治市民センター】 住宅用家屋証明交付開始	
平成２５年	eL-TAX拡充（法人市民税の申告・固定資産税（償却資産）の申告・事業所税の申告・給与支払報告書・公的年金等支払報告書の収受）		
平成２７年	口座振替データ伝送開始 原動機付自転車ご当地ナンバープレートの交付開始	【明治・遠藤・湘南大庭市民センター】 原動機付自転車申告受付開始	ACOSi PX9800
平成３０年	モバイルレジ（※2）収納開始		
令和　元年	モバイルレジクレジット収納開始による取扱税目の拡大（市県民税普通徴収、固定資産税、都市計画税、軽自動車税） 地方税共通納税システム稼働		
令和　2年	新家屋評価システム導入 ペイジー（マルチペイメントネットワーク）収納開始 コンビニ用バーコードを利用したスマートフォン決済アプリ収納開始 ウェブによる口座振替の受付開始 個人住民税課税システムのサブシステムとして税務ＬＡＮを導入 （令和３年１月～）		COKAS－i （令和３年１月～）

令和　3年	クレジットカード収納の市税納付上限金額の引き上げ		
	ウェブによる口座振替の取扱金融機関3行追加（合計１６行）		
	コンビニエンスストアのマルチコピー機による所得（課税）証明の交付開始（令和4年1月～）		
令和　4年	ウェブによる口座振替の取扱金融機関3行追加（合計１９行）		
	ペイジー（マルチペイメントネットワーク）収納取扱金融機関１行追加（合計１８行）		
	軽自動車税（種別割）の減免申請における電子申請の導入（令和4年5月～）		
	税制課の窓口においてキャッシュレス決済を開始（令和4年5月～）		
	市税証明の請求及び軽自動車税（種別割）の税申告（税止め）における電子申請の導入（令和4年１１月～）		
令和　5年	地方税統一QRコード（※3）を活用した納付環境の拡大及び全国の地方税統一QRコード対応金融機関窓口収納開始		
	スマートフォン決済アプリ収納のアプリ事業者の拡大		
	ウェブによる口座振替の取扱金融機関１行追加（合計２０行）		
	クレジットカード収納の市税納付上限金額の引き上げ及び取扱税目拡大（市県民税（特別徴収）、法人市民税、事業所税）		
	eL-TAX拡充(市たばこ税・入湯税の申告及び納税)		
令和　6年	市県民税特別徴収税額決定通知（納税義務者用）の電子通知開始（※4）		
令和　7年	新家屋評価システム導入 eL-TAX拡充（個人市民税申告の電子化）		

※1　税務証明等の内容　①固定資産に係る証明（固定資産評価証明及び固定資産算出税額証明）、②所得（課税）証明・非課税証明、 ③納税証明、④法人所在証明、⑤無資産証明、⑥固定資産所在証明、⑦固定資産名寄帳
※2　モバイルレジは、納付書のバーコードを携帯電話で読み取り、ネットバンキングやクレジットカードを利用して市税を納付するサービスです。モバイルレジは、令和3年1月よりペイジー収納（ネットバンキング）、令和3年4月よりクレジットカード収納（専用サイトからの納付）に代わっています。
※3　QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。
※4　特別徴収義務者が希望した場合のみ

（４）市税一覧表（令和７年度）

<table>
<tr><th colspan="2">税　目</th><th>納　税　義　務　者</th><th>課　税　標　準</th></tr>
<tr><td rowspan="2">市民税</td><td>個
人</td><td>1.市内に住所を有する個人　・・・均等割と所得割
2.市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者　・・・均等割</td><td>前年中の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額</td></tr>
<tr><td>法
人</td><td>3.市内に事務所又は事業所を有する法人　・・・均等割と法人税割
4.市内に寮等を有する法人で市内に事務所等を有しないもの　・・・均等割
5.法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの　・・・法人税割</td><td>法人税額</td></tr>
<tr><td colspan="2">固定資産税</td><td>固定資産の所有者</td><td>1.土地、家屋（補充）課税台帳に登録された価格
2.償却資産課税台帳に登録された価格</td></tr>
<tr><td colspan="2">都市計画税</td><td>都市計画区域内の土地及び家屋の所有者</td><td>土地、家屋（補充）課税台帳に登録された価格</td></tr>
<tr><td colspan="2">軽自動車税
(環境性能割)</td><td>三輪以上の軽自動車（新車・中古車）を取得した者</td><td>取得価額</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>税　　率</th><th>徴収方法</th><th>納期（又は納期限）</th><th>賦課期日</th></tr>
<tr><td>・均等割　3,000円

・所得割　6%
（分離課税が適用される所得に係る特例あり）</td><td>普通徴収

特別徴収

年金特別徴収</td><td>第１期　６月１日～６月末日
第２期　８月１日～８月末日
第３期　10月１日～10月末日
第４期　１月１日～１月末日

６月～翌年５月

仮徴収　４月　６月　８月
本徴収　10月　12月　２月</td><td>１月１日</td></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><th>資本金等の額</th><th>市内事業所の従業者数</th><th>均等割の税率</th><th>法人税割の税率</th></tr>
<tr><td rowspan="2">50億円超</td><td>50人超</td><td>3,000,000円</td><td rowspan="4">8.4%
(12.1%)</td></tr>
<tr><td>50人以下</td><td>410,000円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">10億円超
50億円以下</td><td>50人超</td><td>1,750,000円</td></tr>
<tr><td>50人以下</td><td>410,000円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">５億円超
10億円以下</td><td>50人超</td><td>400,000円</td><td rowspan="2">7.2%
(10.9%)</td></tr>
<tr><td>50人以下</td><td>160,000円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">１億円超
５億円以下</td><td>50人超</td><td>400,000円</td><td rowspan="8">6.0%
(9.7%)</td></tr>
<tr><td>50人以下</td><td>160,000円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">１千万円超
１億円以下</td><td>50人超</td><td>150,000円</td></tr>
<tr><td>50人以下</td><td>130,000円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">１千万円以下</td><td>50人超</td><td>120,000円</td></tr>
<tr><td>50人以下</td><td>50,000円</td></tr>
<tr><td>資本・出資金を有しない</td><td></td><td>50,000円</td></tr>
</table>
※下段（　）内は平成26年10月１日以後令和元年９月30日までに開始する事業年度に適用する税率です。
</td><td>申告納付</td><td>各事業年度終了の日の翌日から２か月以内</td><td></td></tr>
<tr><td>1.4%
（免税点（課税標準額）
土地　30万円未満
家屋　20万円未満
償却資産　150万円未満）

0.25%</td><td>普通徴収</td><td>第１期　５月１日～５月末日
第２期　７月１日～７月末日
第３期　９月１日～９月末日
第４期　12月１日～12月末日</td><td>１月１日</td></tr>
<tr><td>電気自動車・天然ガス自動車
<table>
<tr><th colspan="2">車種区分</th><th>税率</th></tr>
<tr><td>電気自動車・天然ガス自動車
(平成21年排出ガス基準NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス基準適合)</td><td>営業用
自家用</td><td>非課税</td></tr>
</table>
ガソリン車・ガソリンハイブリット車
<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">車種区分</th><th colspan="4">税率</th></tr>
<tr><th>(ア)</th><th>(イ)</th><th>(ウ)</th><th>左記以外</th></tr>
<tr><td rowspan="2">ガソリン車・ガソリンハイブリット車
(いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車又は平成30年排出ガス基準50%低減(★★★★)達成車に限る)</td><td>営業用</td><td rowspan="2">非課税</td><td>0.5%</td><td>1.0%</td><td rowspan="2">2.0%</td></tr>
<tr><td>自家用</td><td>1.0%</td><td>2.0%</td></tr>
</table>
(ア)乗　用:令和12年度燃費基準80%達成かつ令和2年度燃費基準達成車
貨物用:令和4年度燃費基準105%達成車
(イ)乗　用:令和12年度燃費基準75%達成かつ令和2年度燃費基準達成車
貨物用:令和4年度燃費基準達成車
(ウ)乗　用:令和12年度燃費基準70%達成車かつ令和2年度燃費基準達成車
貨物用:令和4年度燃費基準95%達成車

注　令和2年度燃費基準については、平成32年度燃費基準と同様の扱いとなります。</td><td>普通徴収</td><td>1.新規登録又は使用の届出をすべき軽自動車を取得した場合・・・その登録又は届出のとき

2.移転登録をすべき軽自動車を取得した場合・・・その登録をすべき事由があった日から15日以内（その日前に移転登録があった場合は、その登録のとき）

3.その他の軽自動車を取得した場合・・・取得の日から15日以内</td><td></td></tr>
</table>

税　目	納　税　義　務　者	課　税　標　準
軽自動車税 （種別割）	1.原動機付自転車の所有者 2.軽自動車及び小型特殊自動車の所有者 3.二輪の小型自動車の所有者	1台 （総排気量及び車種による）
市たばこ税	卸売販売業者等	売渡し製造たばこの本数
特別土地保有税	土地所有者又は取得者	土地の取得価額
入湯税	鉱泉浴場における入湯客	鉱泉浴場における入湯行為
事業所税	事業を行う法人又は個人　・・・資産割と従業者割	・事業所用家屋の床面積 ・従業者給与総額

<table>
<tr><th>税　　率</th><th>徴収方法</th><th>納期（又は納期限）</th><th>賦課期日</th></tr>
<tr><td>

原動機付自転車・小型特殊自動車・二輪の軽自動車・二輪の小型自動車

<table>
<tr><th colspan="2">車種区分</th><th>税率(年税額)</th></tr>
<tr><td rowspan="4">原動機付自転車</td><td>50cc以下又は0.6kW以下</td><td>2,000</td></tr>
<tr><td>50cc超90cc以下又は0.6kW超0.8kW以下</td><td>2,000</td></tr>
<tr><td>90cc超125cc以下又は0.8kW超1.0kW以下</td><td>2,400</td></tr>
<tr><td>ミニカー</td><td>3,700</td></tr>
<tr><td rowspan="2">小型特殊自動車</td><td>農耕作業用</td><td>2,400</td></tr>
<tr><td>その他(フォークリフト等)</td><td>5,900</td></tr>
<tr><td colspan="2">二輪の軽自動車(側車付含む)</td><td>3,600</td></tr>
<tr><td colspan="2">二輪の小型自動車</td><td>6,000</td></tr>
</table>

三輪及び四輪以上の軽自動車

<table>
<tr><th colspan="3" rowspan="3">車種区分</th><th colspan="3">税率(年税額)</th></tr>
<tr><th rowspan="2">初度検査がH27.3.31以前の車両</th><th rowspan="2">初度検査がH27.4.1以後の車両</th><th>重課税</th></tr>
<tr><th>初度検査後13年経過した車両</th></tr>
<tr><td colspan="3">三輪</td><td>3,100</td><td>3,900</td><td>4,600</td></tr>
<tr><td rowspan="4">四輪以上</td><td rowspan="2">乗用</td><td>営業用</td><td>5,500</td><td>6,900</td><td>8,200</td></tr>
<tr><td>自家用</td><td>7,200</td><td>10,800</td><td>12,900</td></tr>
<tr><td rowspan="2">貨物用</td><td>営業用</td><td>3,000</td><td>3,800</td><td>4,500</td></tr>
<tr><td>自家用</td><td>4,000</td><td>5,000</td><td>6,000</td></tr>
</table>

三輪及び四輪以上の軽自動車(グリーン化特例)

<table>
<tr><th colspan="3" rowspan="3">車種区分</th><th colspan="3">税率(年税額)</th></tr>
<tr><th colspan="3">初度検査がR6.4.1～R7.3.31までの車両</th></tr>
<tr><th>(ア)</th><th>(イ)</th><th>(ウ)</th></tr>
<tr><td colspan="3">三輪</td><td>1,000</td><td>2,000</td><td>3,000</td></tr>
<tr><td rowspan="4">四輪以上</td><td rowspan="2">乗用</td><td>営業用</td><td>1,800</td><td>3,500</td><td>5,200</td></tr>
<tr><td>自家用</td><td>2,700</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">貨物用</td><td>営業用</td><td>1,000</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>自家用</td><td>1,300</td><td></td><td></td></tr>
</table>

(ア)電気自動車・燃料電池自動車・天然ガス自動車

平成21年排出ガス基準NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス基準適合

(イ)令和12年度燃費基準90%達成かつ令和2年度燃費基準達成車(営業用の乗用のものに限る)

(ウ)令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準達成車(営業用の乗用のものに限る)

※電気自動車等を除き、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減又は

平成30年排出ガス基準50%低減(★★★★)に限る。

※グリーン化特例(軽課)

令和6年4月1日から令和7年3月31日までに、最初の新規検査(初度検査)を受けた三輪及び四輪以上の軽自動車(新車に限る)で、上の(ア)～(ウ)の基準を満たす車両について、令和7年度分の軽自動車税(種別割)はグリーン化特例(軽課)が適用されます。

</td><td>普通徴収</td><td>5月1日～5月末日</td><td>4月1日</td></tr>
<tr><td>1,000本につき　6,552円（令和3年10月1日以降）</td><td>申告納付</td><td>翌月末日</td><td></td></tr>
<tr><td>保有分　1.4%
取得分　3%　（免税点　5,000㎡未満）</td><td>申告納付</td><td>保有分　5月末日
取得分　2月末日　8月末日</td><td></td></tr>
<tr><td>入湯客1人1日につき　150円</td><td>特別徴収</td><td>翌月15日</td><td></td></tr>
<tr><td>資産割　600円/㎡　（免税点　床面積　1,000㎡以下）
従業者割　0.25%　（免税点　従業者総数　100人以下）</td><td>申告納付</td><td>法人･･･各事業年度終了の日から2か月以内
個人･･･翌年の3月15日</td><td></td></tr>
</table>

（５）市税税率の変遷

税目＼年度			平成7	8	9･10	11･12･13･14
市民税	個人	均等割	2,000円	2,500円		
		所得割	200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円を超える金額 11%		200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円を超える金額 12%	200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円を超える金額 10%
	法人	均等割	○ 資本等の金額50億円超 従業者50人超 3,000,000 円 ○ 資本等の金額10億円超50億円以下 従業者50人超 1,750,000 円 ○ 資本等の金額10億円超 従業者50人以下 410,000 円 ○ 資本等の金額1億円超10億円以下 従業者50人超 400,000 円 ○ 資本等の金額1億円超10億円以下 従業者50人以下 160,000 円 ○ 資本等の金額1千万円超1億円以下 従業者50人超 150,000 円 ○ 資本等の金額1千万円超1億円以下 従業者50人以下 130,000 円 ○ 資本等の金額1千万円以下 従業者50人超 120,000 円 ○ 資本等の金額1千万円以下 従業者50人以下等 50,000 円			
		法人税割	資本等の金額 ○ 5億円以下 12.3% ○ 5億円を超え10億円以下 13.5% ○ 10億円を超える 14.7%			
固定資産税			1.4%（免税点 土地30万円未満 家屋20万円未満 償却資産150万円未満）			
都市計画税			0.25%			
軽自動車税			○ 原動機付自転車 50cc以下 1,000 円 90cc以下 1,200 円 90cc超 1,600 円 ミニカー 2,500 円 ○ 小型特殊自動車 農耕作業用 1,600 円 その他 4,700 円 ○ 二輪の小型自動車 4,000 円 ○ 軽自動車 二輪 2,400 円 三輪 3,100 円 四輪以上 乗用 営業用 5,500 円 自家用 7,200 円 貨物用 営業用 3,000 円 自家用 4,000 円			
市たばこ税 ( )は旧3級品			1,000本につき 1,997円 (948円)		H9.4～ 1,000本につき 2,434円 (1,155円)	H11.5～ 1,000本につき 2,668円 (1,266円)
特別土地保有税			保有分 1.4% 取得分 3%（免税点 5,000㎡未満）			
入湯税						
事業所税			資産割 600円/㎡(免税点1,000㎡以下) 従業者割 0.25%(免税点 100人以下) 新増設 6,000円/㎡(免税点 2,000㎡以下)			

15	16	17	18	19・20・21	22・23・24
	3,000円	1,500円（同一生計妻のみ）			
				6%	
			○ 資本金等の額50億円超 従業者50人超 3,000,000 円 ○ 資本金等の額10億円超50億円以下 従業者50人超 1,750,000 円 ○ 資本金等の額10億円超 従業者50人以下 410,000 円 ○ 資本金等の額1億円超10億円以下 従業者50人超 400,000 円 ○ 資本金等の額1億円超10億円以下 従業者50人以下 160,000 円 ○ 資本金等の額1千万円超1億円以下 従業者50人超 150,000 円 ○ 資本金等の額1千万円超1億円以下 従業者50人以下 130,000 円 ○ 資本金等の額1千万円以下 従業者50人超 120,000 円 ○ 資本金等の額1千万円以下 従業者50人以下等 50,000 円		
			資本金等の額 ○ 5億円以下 12.3% ○ 5億円を超え10億円以下 13.5% ○ 10億円を超える 14.7%		

H15.7～ 1,000本につき 2,977円 （1,412円）	H18.7～ 1,000本につき 3,298円 （1,564円）	H22.10～ 1,000本につき 4,618円 （2,190円）
（当分の間、平成15年度以降の新たな課税停止）		
	H16.10～ 入湯客1人1日につき 150円	
（新増設 6,000円/㎡廃止）		

税目＼年度			平成25	26	27
市民税	個人	均等割		3,500円 （内500円は東日本大震災復興に関するもの）	
		所得割			
	法人	均等割			
		法人税割		H26.10～ 資本金等の額 ○ 5億円以下 9.7% ○ 5億円を超え10億円以下 10.9% ○ 10億円を超える 12.1%	
固定資産税					
都市計画税					
軽自動車税					【税率追加】 ※初度検査H27.4.1～の車両に、次の税率を適用 ○三輪及び四輪以上の軽自動車 三輪 3,900 円 四輪以上 乗用 営業用 6,900 円 自家用 10,800 円 貨物用 営業用 3,800 円 自家用 5,000 円
市たばこ税 ( )は旧3級品			H25.4～ 1,000本につき 5,262円 (2,495円)		
特別土地保有税					
入湯税					
事業所税					

28

○原動機付自転車

50cc以下	2,000 円
90cc以下	2,000 円
90cc超	2,400 円
ミニカー	3,700 円

○ 小型特殊自動車

農耕作業用	2,400 円
その他	5,900 円
○ 二輪の小型自動車	6,000 円
○ 二輪の軽自動車	3,600 円

○三輪及び四輪以上の軽自動車

初度検査年月日			H27.3.31 以前	H27.4.1 以後	初度検査後 13年経過
三輪			3,100 円	3,900 円	4,600 円
四輪以上	乗用	営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
		自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
	貨物用	営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円
		自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円

○三輪及び四輪以上の軽自動車(グリーン化特例)
※初度検査H27.4.1～H28.3.31の車両に、次の税率を適用

【電気自動車・天然ガス軽自動車】平成21年排出ガス基準10%低減				【乗　用】平成17年排出ガス基準75%低減達成 かつ平成32年度燃費基準＋20%達成車 【貨物用】平成17年排出ガス基準75%低減達成 かつ平成27年度燃費基準＋35%達成車				【乗　用】平成17年排出ガス基準75%低減達成 かつ平成32年度燃費基準達成車 【貨物用】平成17年排出ガス基準75%低減達成 かつ平成27年度燃費基準＋15%達成車			
三輪			1,000 円	三輪			2,000 円	三輪			3,000 円
四輪以上	乗用	営業用	1,800 円	四輪以上	乗用	営業用	3,500 円	四輪以上	乗用	営業用	5,200 円
		自家用	2,700 円			自家用	5,400 円			自家用	8,100 円
	貨物用	営業用	1,000 円		貨物用	営業用	1,900 円		貨物用	営業用	2,900 円
		自家用	1,300 円			自家用	2,500 円			自家用	3,800 円

H28.4～　(2,925円)

<table>
<tr><th colspan="3">年度
税目</th><th>平成29</th><th>30</th></tr>
<tr><td rowspan="4">市民税</td><td rowspan="2">個人</td><td>均等割</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>所得割</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">法人</td><td>均等割</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>法人税割</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">固定資産税</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">都市計画税</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">軽自動車税</td><td>○三輪及び四輪以上の軽自動車(グリーン化特例)
※初度検査H28.4.1～H29.3.31の車両に、平成28年度のグリーン化特例の税率を適用</td><td>○三輪及び四輪以上の軽自動車(グリーン化特例)
※初度検査H29.4.1～H30.3.31の車両に、次の税率を適用
<table>
<tr><td colspan="4">【電気自動車・天然ガス軽自動車】
平成21年排出ガス基準NOx10%以上低減又は平成30年度排出ガス基準適合</td><td colspan="4">【乗　用】
平成32年度燃費基準＋30%達成車
【貨物用】
平成27年度燃費基準＋35%達成車
※平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)
又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限る</td><td colspan="4">【乗　用】
平成32年度燃費基準＋10%達成車
【貨物用】
平成27年度燃費基準＋15%達成車</td></tr>
<tr><td colspan="3">三輪</td><td>1,000 円</td><td colspan="3">三輪</td><td>2,000 円</td><td colspan="3">三輪</td><td>3,000 円</td></tr>
<tr><td rowspan="4">四輪以上</td><td rowspan="2">乗用</td><td>営業用</td><td>1,800 円</td><td rowspan="4">四輪以上</td><td rowspan="2">乗用</td><td>営業用</td><td>3,500 円</td><td rowspan="4">四輪以上</td><td rowspan="2">乗用</td><td>営業用</td><td>5,200 円</td></tr>
<tr><td>自家用</td><td>2,700 円</td><td>自家用</td><td>5,400 円</td><td>自家用</td><td>8,100 円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">貨物用</td><td>営業用</td><td>1,000 円</td><td rowspan="2">貨物用</td><td>営業用</td><td>1,900 円</td><td rowspan="2">貨物用</td><td>営業用</td><td>2,900 円</td></tr>
<tr><td>自家用</td><td>1,300 円</td><td>自家用</td><td>2,500 円</td><td>自家用</td><td>3,800 円</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td colspan="3">市たばこ税
( )は旧3級品</td><td>H29.4～　(3,355円)</td><td>H30.10～　1,000本につき　5,692円
H30.4～　(4,000円)</td></tr>
<tr><td colspan="3">特別土地保有税</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">入湯税</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">事業所税</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>令和元</th><th>2</th></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td>R元.10～
資本金等の額
○ 5億円以下　6.0%
○ 5億円を超え10億円以下　7.2%
○ 10億円を超える　8.4%</td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>環境性能割</td><td>
<table>
<tr><td colspan="2">電気自動車・天然ガス自動車
（平成21年排出ガス基準NOx10%以上低減
又は平成30年排出ガス基準適合）</td></tr>
<tr><td>営業用</td><td rowspan="2">非課税</td></tr>
<tr><td>自家用</td></tr>
<tr><td colspan="8">ガソリン車・ガソリンハイブリット車（いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車（★★★★）又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限る）</td></tr>
<tr><td colspan="2">乗　用：令和2年度燃費基準＋10%達成車
貨物用：平成27年度燃費基準＋20%達成車</td><td colspan="2">乗　用：令和2年度燃費基準達成車
貨物用：平成27年度燃費基準＋15%達成車</td><td colspan="2">乗用及び貨物用：
平成27年度燃費基準＋10%達成車</td><td colspan="2">左記以外</td></tr>
<tr><td>営業用</td><td rowspan="2">非課税</td><td>営業用</td><td>1.0%
(0.5%)</td><td>営業用</td><td>2.0%
(1.0%)</td><td>営業用</td><td rowspan="2">3.0%
(2.0%)</td></tr>
<tr><td>自家用</td><td>自家用</td><td>1.0%</td><td>自家用</td><td>2.0%</td><td>自家用</td></tr>
</table>
注　令和2年度燃費基準については、平成32年度燃費基準と同様の扱いとする。
※税率の( )内の数字は、当分の間、適用される税率を表す。
※令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用自動車は、上記の税率から1%軽減される。
</td><td>「※令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用自動車は、上記の税率から1%軽減される。」のうち、「令和2年9月30日まで」とあるのは、「令和3年3月31日まで」とする。</td></tr>
<tr><td>種別割</td><td>○三輪及び四輪以上の軽自動車（グリーン化特例）
※初度検査H30.4.1～H31.3.31の車両に、平成30年度のグリーン化特例の税率を適用</td><td>○三輪及び四輪以上の軽自動車（グリーン化特例）
※初度検査H31.4.1～R2.3.31の車両に、平成30年度のグリーン化特例の税率を適用</td></tr>
<tr><td colspan="2">R元.10～　1,000本につき　(5,692円)
（旧3級品の特例税率廃止、旧3級品と旧3級品以外は同税率適用）</td><td>R2.10～
1,000本につき　6,122円</td></tr>
</table>

税目 ＼ 年度			令和3
市民税	個人	均等割	
		所得割	
	法人	均等割	
		法人税割	
固定資産税			
都市計画税			
軽自動車税	環境性能割		

電気自動車・天然ガス自動車 （平成21年排出ガス基準NOx10%以上低減 又は平成30年排出ガス基準適合）	
営業用	非課税
自家用	

ガソリン車・ガソリンハイブリット車（いずれも平成17年排出ガス基準75%低減又は平成30年排出ガス基準50%低減（★★★★）達成車に限る）							
乗　用：令和12年度燃費基準75%達成 かつ令和2年度燃費基準達成車 貨物用：平成27年度燃費基準＋25%達成車		乗　用：令和12年度燃費基準60%達成 かつ令和2年度燃費基準達成車 貨物用：平成27年度燃費基準＋20%達成車		乗用：令和12年度燃費基準55%達成車 貨物用：平成27年度燃費基準＋15%達成車		左記以外	
営業用	非課税	営業用	0.5%	営業用	1.0%	営業用	2.0%
自家用		自家用	1.0%	自家用	2.0%	自家用	

注　令和2年度燃費基準については、平成32年度燃費基準と同様の扱いとする。
※令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得した自家用自動車は、上記の税率から1%軽減される。

○三輪及び四輪以上の軽自動車（グリーン化特例）
※初度検査R2.4.1～R3.3.31の車両に、次の税率を適用

【電気自動車・天然ガス軽自動車】 平成21年排出ガス基準NOx10%以上低減 又は平成30年排出ガス基準適合				令和12年度燃費基準90%達成かつ 令和2年度燃費基準達成車（営業用 の乗用のものに限る）			令和12年度燃費基準70%達成かつ 令和2年度燃費基準達成車（営業用 の乗用のものに限る）		
				※平成17年排出ガス基準75%低減達成車（★★★★） 又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限る					
三輪			1,000 円	三輪		2,000 円	三輪		3,000 円
四輪以上	乗用	営業用	1,800 円	四輪以上	乗用	営業用 3,500 円	四輪以上	乗用	営業用 5,200 円
		自家用	2,700 円						
	貨物用	営業用	1,000 円						
		自家用	1,300 円						

市たばこ税 （ ）は旧3級品	R3.10～ 1,000本につき　6,552円
特別土地保有税	
入湯税	
事業所税	

令和4

電気自動車・燃料電池自動車・天然ガス自動車 （平成21年排出ガス基準NOx10%以上低減 又は平成30年排出ガス基準適合）	
営業用	非課税
自家用	

ガソリン車・ガソリンハイブリット車（いずれも平成17年排出ガス基準75%低減又は平成30年排出ガス基準50%低減（★★★★）達成車に限る）							
乗　用：令和12年度燃費基準75%達成 かつ令和2年度燃費基準達成車 貨物用：平成27年度燃費基準＋25%達成車		乗　用：令和12年度燃費基準60%達成 かつ令和2年度燃費基準達成車 貨物用：平成27年度燃費基準＋20%達成車		乗用：令和12年度燃費基準55%達成車 貨物用：平成27年度燃費基準＋15%達成車		左記以外	
営業用	非課税	営業用	0.5%	営業用	1.0%	営業用	2.0%
自家用		自家用	1.0%	自家用	2.0%	自家用	

注　令和2年度燃費基準については、平成32年度燃費基準と同様の扱いとする。
※令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得した自家用自動車は、上記の税率から1%軽減される。

○三輪及び四輪以上の軽自動車（グリーン化特例）
※初度検査R3.4.1～R4.3.31の車両に、令和3年度のグリーン化特例の税率を適用

<table>
<tr><th colspan="3">税目 ＼ 年度</th><th>令和5</th></tr>
<tr><td rowspan="4">市民税</td><td rowspan="2">個人</td><td>均等割</td><td></td></tr>
<tr><td>所得割</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">法人</td><td>均等割</td><td></td></tr>
<tr><td>法人税割</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">固定資産税</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">都市計画税</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">軽自動車税</td><td colspan="2">環境性能割</td><td>
<table>
<tr><td colspan="2">電気自動車・燃料電池自動車・天然ガス自動車
(平成21年排出ガス基準NOx10%以上低減
又は平成30年排出ガス基準適合)</td></tr>
<tr><td>営業用</td><td rowspan="2">非課税</td></tr>
<tr><td>自家用</td></tr>
</table>
<table>
<tr><th colspan="8">ガソリン車・ガソリンハイブリット車(いずれも平成17年排出ガス基準75%低減又は平成30年排出ガス基準50%低減(★★★★)達成車に限る)</th></tr>
<tr><td colspan="2">乗　用:令和12年度燃費基準75%達成
かつ令和2年度燃費基準達成車
貨物用:平成27年度燃費基準＋25%達成車</td><td colspan="2">乗　用:令和12年度燃費基準60%達成
かつ令和2年度燃費基準達成車
貨物用:平成27年度燃費基準＋20%達成車</td><td colspan="2">乗用:令和12年度燃費基準55%達成車
貨物用:平成27年度燃費基準＋15%達成車</td><td colspan="2">左記以外</td></tr>
<tr><td>営業用</td><td rowspan="2">非課税</td><td>営業用</td><td>0.5%</td><td>営業用</td><td>1.0%</td><td>営業用</td><td rowspan="2">2.0%</td></tr>
<tr><td>自家用</td><td>自家用</td><td>1.0%</td><td>自家用</td><td>2.0%</td><td>自家用</td></tr>
</table>
注　令和2年度燃費基準については、平成32年度燃費基準と同様の扱いとする。
</td></tr>
<tr><td colspan="2">種別割</td><td>○三輪及び四輪以上の軽自動車(グリーン化特例)
※初度検査R4.4.1～R5.3.31の車両に、令和3年度のグリーン化特例の税率を適用</td></tr>
<tr><td colspan="3">市たばこ税
( )は旧3級品</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">特別土地保有税</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">入湯税</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">事業所税</td><td></td></tr>
</table>

令和6
3,000円（復興特別税の終了）

電気自動車・燃料電池自動車・天然ガス自動車 （平成21年排出ガス基準NOx10%以上低減 又は平成30年排出ガス基準適合）	
営業用	非課税
自家用	

ガソリン車・ガソリンハイブリット車（いずれも平成17年排出ガス基準75%低減又は平成30年排出ガス基準50%低減（★★★★）達成車に限る）							
乗　用：令和12年度燃費基準80%達成 かつ令和2年度燃費基準達成車 貨物用：平成27年度燃費基準＋25%達成車		乗　用：令和12年度燃費基準70%達成 かつ令和2年度燃費基準達成車 貨物用：平成27年度燃費基準＋20%達成車		乗用：令和12年度燃費基準60%達成車 かつ令和2年度燃費基準達成車 貨物用:平成27年度燃費基準＋15%達成車		左記以外	
営業用	非課税	営業用	0.5%	営業用	1.0%	営業用	2.0%
自家用		自家用	1.0%	自家用	2.0%	自家用	

注　令和2年度燃費基準については、平成32年度燃費基準と同様の扱いとする。

○三輪及び四輪以上の軽自動車（グリーン化特例）
※初度検査R5.4.1～R6.3.31の車両に、令和3年度のグリーン化特例の税率を適用

<table>
<tr><th colspan="3">年度
税目</th><th>令和7</th></tr>
<tr><td rowspan="4">市民税</td><td rowspan="2">個人</td><td>均等割</td><td></td></tr>
<tr><td>所得割</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">法人</td><td>均等割</td><td></td></tr>
<tr><td>法人税割</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">固定資産税</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">都市計画税</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">軽自動車税</td><td colspan="2">環境性能割</td><td>
<table>
<tr><td colspan="2">電気自動車・燃料電池自動車・天然ガス自動車
（平成21年排出ガス基準NOx10%以上低減
又は平成30年排出ガス基準適合）</td></tr>
<tr><td>営業用</td><td rowspan="2">非課税</td></tr>
<tr><td>自家用</td></tr>
</table>
<table>
<tr><th colspan="8">ガソリン車・ガソリンハイブリット車（いずれも平成17年排出ガス基準75%低減又は平成30年排出ガス基準50%低減（★★★★）達成車に限る）</th></tr>
<tr><td colspan="2">乗用：令和12年度燃費基準80%達成
かつ令和2年度燃費基準達成車
貨物用：令和4年度燃費基準105%達成車</td><td colspan="2">乗用：令和12年度燃費基準75%達成
かつ令和2年度燃費基準達成車
貨物用：令和4年度燃費基準達成車</td><td colspan="2">乗用：令和12年度燃費基準70%達成車
かつ令和2年度燃費基準達成車
貨物用：令和4年度燃費基準95%達成車</td><td colspan="2">左記以外</td></tr>
<tr><td>営業用</td><td rowspan="2">非課税</td><td>営業用</td><td>0.5%</td><td>営業用</td><td>1.0%</td><td>営業用</td><td rowspan="2">2.0%</td></tr>
<tr><td>自家用</td><td>自家用</td><td>1.0%</td><td>自家用</td><td>2.0%</td><td>自家用</td></tr>
</table>
注　令和2年度燃費基準については、平成32年度燃費基準と同様の扱いとする。
</td></tr>
<tr><td colspan="2">種別割</td><td>○三輪及び四輪以上の軽自動車（グリーン化特例）
※初度検査R6.4.1～R7.3.31の車両に、令和3年度のグリーン化特例の税率を適用</td></tr>
<tr><td colspan="3">市たばこ税
（ ）は旧3級品</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">特別土地保有税</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">入湯税</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">事業所税</td><td></td></tr>
</table>

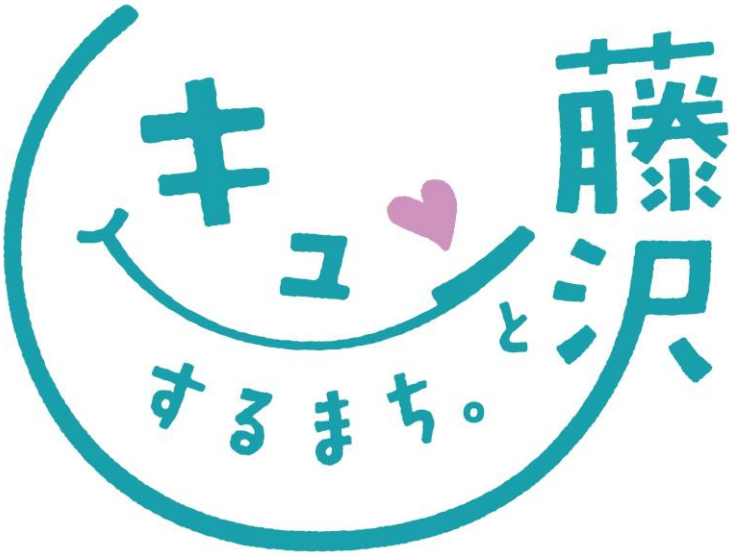

令和７年度　市税概要

発 行　藤 沢 市
編 集　藤沢市　財務部　納税課
２０２５年９月

（この冊子は再生紙を使用しています）